

児童福祉施設利用児童への学習支援業務 業務概要

1 業務名称

児童福祉施設利用児童への学習支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務の実施場所である児童福祉施設では、施設利用対象となる児童（以下「対象児童」という。）の安全を確保しながら、行動観察及び生活指導等を行う必要があることから、対象児童の通学が困難な状況にある。そのため、当該児童福祉施設に学習支援員を派遣し、対象児童への学習支援を実施することにより、学習保障を行い基礎・基本の学力の維持を図るものである。

3 業務の実施主体

大阪府（以下「発注者」という。）

4 業務の受注者の役割

発注者より本業務の実施を委託されたもの（以下「受注者」という。）は、「7」で示す内容の業務を効果的かつ効率的な方法により実施すること。

5 業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 実施場所

泉南市内の児童福祉施設（1か所）（詳細は受注者に通知する。）

7 業務の内容

「6」で示す施設に学習支援員を派遣し、国語、数学（算数）、理科、社会、英語の教科学習（テストの実施協力等を含む）及びスポーツ等レクリエーションの支援を行う。

8 業務日及び業務時間

月曜日から土曜日 9時から12時まで

12時45分から15時45分まで

（休憩時間 12時から12時45分まで。年末年始、祝祭日を除く。）

9 業務の対象者

児童 約50名程度（小学1年生から高校3年生まで）

10 業務の実施方法

(1) 対象児童についての理解

対象児童は、家庭等で様々な課題を抱えており、親元から離れ、不慣れな場所での生活に対する不安感も大きく、非常に不安定な精神状態にあることに加え、児童自身が対人関係や発達上の課題など、複雑な課題を抱えていることも多い。本業務実施にあたっては、児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、対象児童一人ひとりの状態に合わせた支援を実施すること。

【対象児童の一例】

知的障がいや、身体障がいのある児童、発達特性のある児童、トラウマ症状のある児童 等

(2) 業務マニュアルの作成について

適切な業務遂行のため、受注者は、業務開始前に業務マニュアルを作成し、発注者の確認を受けること。また、受注者は、業務マニュアルに沿った研修を行うなどして、学習支援員に周知徹底すること。

(3) 業務実施状況の報告等

ア 学習支援員は、対象児童の学習時間中の様子、当日の学習内容、学習の進捗状況などを把握し、対象児童ごとの業務日報を作成して施設職員へ提出すること。

イ 受注者は、発注者へ1か月毎の業務実施状況を報告すること。

実績等報告書を作成の上、電子データにて発注者へ提出すること。

※報告に用いる様式は、事前に発注者の確認を受けること。

ウ 発注者、施設職員及び統括支援員は学習支援の実施状況の共有や連絡調整のため、毎月1回定期連絡会を実施し、適宜情報共有を行うこと。

エ 業務終了後に、業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けること。

11 業務に関する費用

本業務に関する以下の費用については、すべて委託料に含まれる。

(1) 人件費

謝金、旅費、業務・通勤災害に係る保険料の業務主負担分 等

(2) 業務費

教材費、通信運搬費、その他本業務に係る諸経費 等

ただし、対象児童の筆記用具、施設使用料、光熱水費は発注者が負担する。

12 業務実施上の留意点

本業務実施にあたっては、以下内容を留意し、適正に業務を遂行すること。

(1) 運営体制

本業務を実施するにあたり、適切な人員配置の体制を整えること。

(2) 本業務の一括再委託の禁止

ア 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

イ ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、府と協議の上、本業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の保護

ア 個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年大阪府条例第 60 号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報保護の措置を講じること。

イ 対象児童に関する情報については、業務遂行に必要な範囲に限り、必要な期間に対してのみ情報提供するものとする。

(4) 守秘義務

「大阪府の情報セキュリティに関する基準（大阪府セキュリティポリシー）」に準じて、情報セキュリティ対策を実施すると共に、業務上知り得た秘密（対象児童に関する情報、当該児童福祉施設に関する情報を含む）を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務に従事しなくなった場合も同様とする。

(5) 被措置児童等虐待※の予防

児童福祉法第 33 条の 10 に定める次に掲げるの被措置児童等虐待を予防するため、学習支援員に対して十分な研修と指導を行うこと。また、被措置児童等虐待の疑いのある事案が発生した場合は、状況確認や調査に協力すること。

ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設従業者としての養育又は業務を著しく怠ること。

エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※被措置児童等虐待とは、さまざまな事情により家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への一時保護や入所措置等をされた児童（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待を指す。

13 その他

本仕様書に明示なき事項、本業務の遂行上疑義が生じた場合又は業務の遂行にあたり変更が必要な場合は、発注者と協議の上、受注業務を実施するものとする。